

東 海 村

子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

概 要 版



急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、わが国では、子どもと保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人一人が健やかに成長することができる社会を実現することを目的に平成24年8月に“子ども・子育て関連3法”が成立し、平成27年4月から“子ども・子育て支援新制度”がスタートします。

新制度のもと、東海村では、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組めます。

「東海村子ども・子育て支援事業計画」は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の量の見込み並びに提供体制の確保、実施時期等を定めるために策定するものです。

平成27年3月
茨城県 東海村

子ども・子育て支援新制度とこれからの子ども・子育て支援

▼ 子ども・子育て支援新制度

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

○新制度の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	●施設型給付 ●認定こども園 ●幼稚園 ●保育所	●利用者支援事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●妊婦健康診査 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業、 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業) ●子育て短期支援事業 ●ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) ●一時預かり事業 ●延長保育事業 ●病児保育事業 ●放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	●地域型保育給付 ●小規模保育(利用定員6人以上19人以下) ●家庭的保育(利用定員5人以下) ●居宅訪問型保育 ●事業所内保育	
現金給付	●児童手当	

▼ 教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)等の利用と認定

教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)等を利用するには、居住している市町村による3つのいずれかの認定を受ける必要があります。

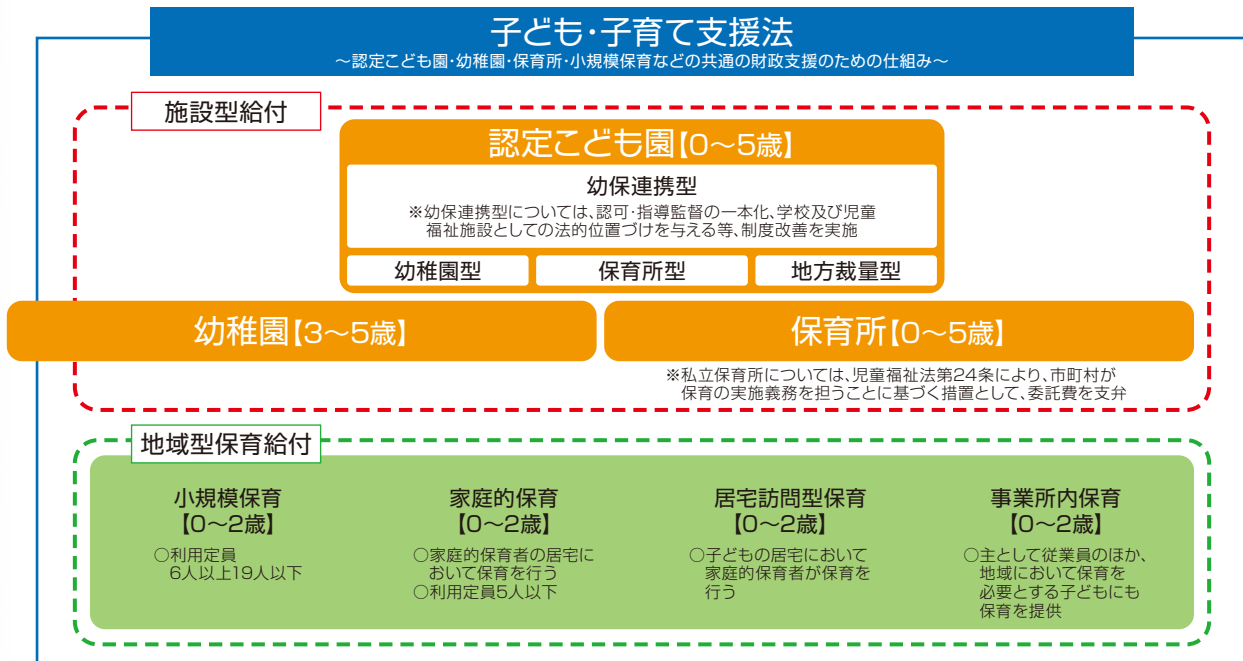
3つの認定区分	
1号認定 教育標準時間認定 お子さんが <u>満3歳以上</u> で、幼稚園等での教育を希望される場合 [利用先] 幼稚園、認定こども園	保護者の就労※を基準とした例： 1号認定：3歳以上で保育の必要性なし (両親のいずれかが専業主婦(夫)など) 2号認定：3歳以上で保育の必要性あり (両親が共働きなど) 3号認定：3歳未満で保育の必要性あり (両親が共働きなど)
2号認定 満3歳以上・保育認定 お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合 [利用先] 保育所、認定こども園	
3号認定 満3歳未満・保育認定 お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合 [利用先] 保育所、認定こども園、地域型保育	

※認定を受ける事由には、保護者の就労以外の条件もあります。

新制度による教育・保育の場づくり

小学校就学前の子どものための施設としては、これまで、幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加え、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を、地域の実情に合わせて目指していくことになります。

○給付の対象となる施設・事業



●幼稚園【3～5歳】1号認定

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

- 利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により、教育時間前後や長期休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。
- 利用できる保護者：特に制限はありません。

●保育所【0～5歳】2号認定・3号認定

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

- 利用時間：夕方までの保育に加え、園により、延長保育を実施します。
- 利用できる保護者：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者です。

●認定こども園【0～5歳】1号認定・2号認定・3号認定

教育と保育を一体的に行う施設

- 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳の子どもに教育・保育を提供します。
- 保護者が働けなくなったなど就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの家庭は子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

●地域型保育【0～2歳】

施設（20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

- 待機児童の多い0～2歳児を対象とした市町村の認可事業です。
→「小規模保育」「家庭的保育（保育ママ）」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」

※東海村では、計画期間中（H31年度まで）において、地域型保育給付の対象となる保育の実施は予定されていません。

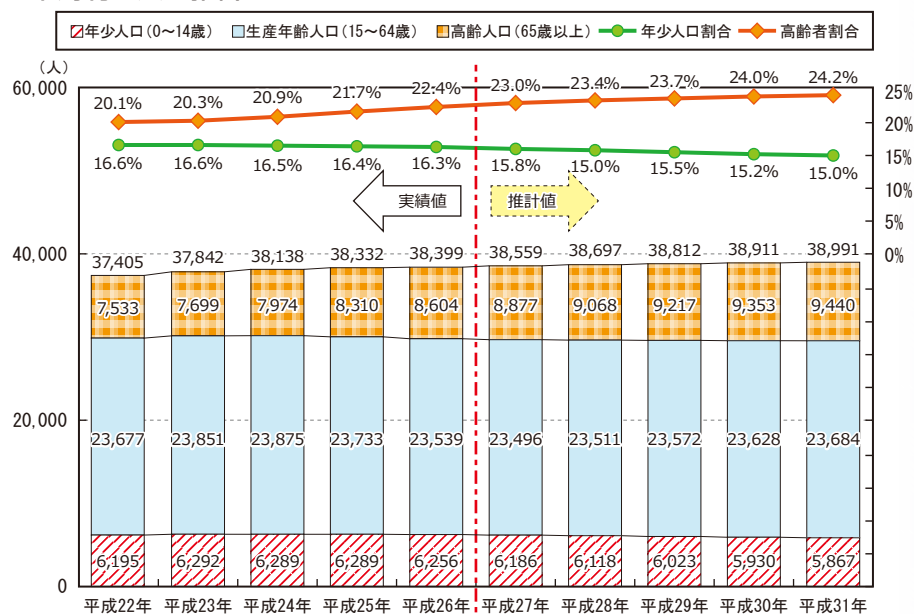
東海村の人口と子ども数の将来推計

1 人口推計

本村の平成26年4月1日現在の住民基本台帳の実績人口を基点に、平成27年以降の将来人口を推計したところ、総人口は増加傾向で推移し、平成31年には38,991人となりました。

また、年齢3区分別の人口推移をみると、0-14歳の年少人口については今後減少傾向で推移するものと見込まれ、平成31年には年少人口は5,867人、年少人口割合は平成26年から1.3ポイント減少し、15.0%となりました。

○東海村の人口推計

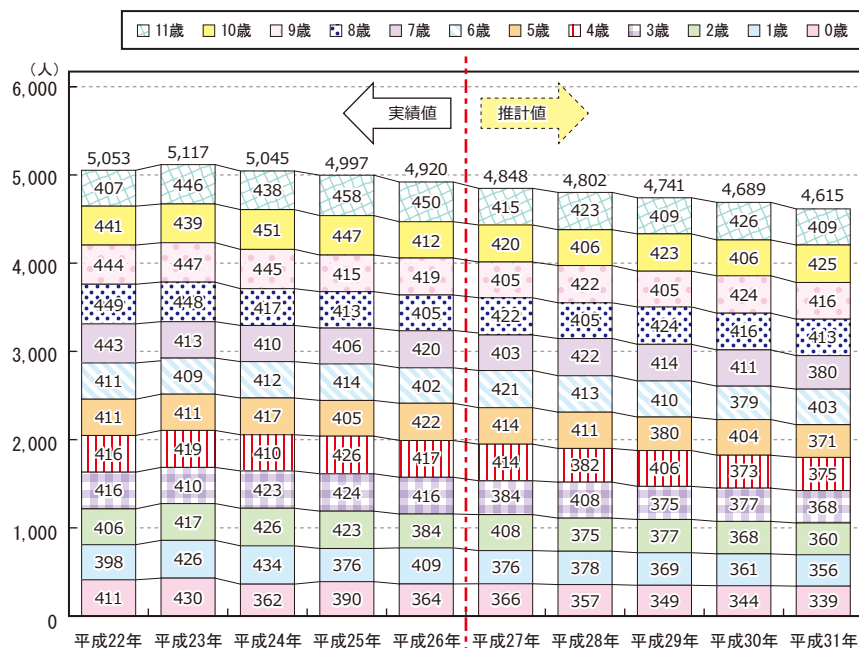


資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳からの実績値。(各年4月1日)
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値。

2 児童数の推計

本村の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後は減少傾向で推移し、計画期間の最終年を迎える平成31年には4,615人となり、平成26年に比べて約300人児童数は減少するものと見込まれます。

○児童数の将来推計



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳からの実績値。(各年4月1日)
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

東海村の教育・保育の確保方策

1号認定：3歳以上で保育の必要性なし(両親のいずれかが専業主婦(夫) など)

2号認定：3歳以上で保育の必要性あり(両親が共働き など)

3号認定：3歳未満で保育の必要性あり(両親が共働き など)

量の見込み ⇒ 幼稚園、保育所、認定こども園に入所・入園すると見込まれる児童数

確保方策 ⇒ 村内の幼稚園、保育所、認定こども園等で確保を予定している定員数

1 3-5歳【1号認定・2号認定】

単位:人	H26年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
※児童数(3-5歳)	1,255	1,212	1,201	1,161	1,154	1,114
量の見込み(①)	1,174	1,195	1,185	1,145	1,139	1,099
1号認定	715	651	645	624	620	599
2号認定	461	544	540	521	519	500
教育ニーズ		159	158	152	152	146
その他		385	382	369	367	354
確保方策(②)		1,152	1,262	1,262	1,262	1,262
特定教育・保育施設(1号認定)		520	545	545	545	545
特定教育・保育施設(2号認定)		411	496	496	496	496
(確認を受けない幼稚園)		210	210	210	210	210
認可外保育所		11	11	11	11	11
差(②-①)		▲43	77	117	123	163

■確保の方策

○1号認定については、村内の幼稚園により、必要な事業量は確保できる見通しです。

○2号認定については、実績を上回る利用が見込まれるため、平成27年度においては事業量が不足する見通しですが、既存保育所の定員拡大や認定こども園の開設を推進していくことにより、平成28年度以降は村内の保育所、認定こども園により必要な事業量は確保できる見通しです。

○2号認定の教育ニーズ(幼児教育の希望が強く、幼稚園の利用を希望する2号認定)については、保護者の希望に応じ、村内の幼稚園において特例施設型給付により標準時間の教育の提供を図ることとしますが、併せて就労する保護者の保育の必要性にも着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の構築を図ります。

○幼児教育の希望が強い2号認定保護者の意向に応じて給付の適正化を図るため、計画期間中、利用動向や利用意向を踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行の促進を検討します。



2 1・2歳【3号認定】

単位:人	H26年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
※児童数(1・2歳)	793	784	753	746	729	716
量の見込み(①)	250	310	298	295	288	283
1・2歳保育利用率	30.0%	39.5%	39.6%	39.5%	39.5%	39.5%
確保方策(②)		236	297	297	297	297
特定教育・保育施設		204	265	265	265	265
認可外保育施設		32	32	32	32	32
差(②-①)		▲74	▲1	2	9	14

■確保の方策

- 1・2歳児の3号認定については、実績を大きく上回る利用が見込まれますが、平成28年度に既存保育所の定員拡大や認定こども園の開設の推進に取り組むことにより、平成29年度以降は村内の保育所、認定こども園、認可外保育施設により必要な事業量は確保できる見通しです。
- 特定地域型保育事業は確保方策に位置付けていないものの、待機児童の発生状況に応じて、認可外保育施設の動向を踏まえながら、小規模保育等による体制強化などを視野に給付対象施設への移行支援を進めます。

3 0歳【3号認定】

単位:人	H26年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
※児童数(0歳)	364	366	357	349	344	339
量の見込み(①)	37	82	80	78	77	76
0歳保育利用率	9.9%	22.4%	22.4%	22.3%	22.3%	22.4%
確保方策(②)		71	95	95	95	95
特定教育・保育施設		65	89	89	89	89
認可外保育施設		6	6	6	6	6
差(②-①)		▲11	15	17	18	19

■確保の方策

- 0歳児の3号認定については、実績から2倍以上の利用が見込まれるため、平成27年度においては事業量が不足する見通しですが、既存保育所の定員拡大や認定こども園の開設の推進に取り組むことにより、平成28年度以降は村内の保育所、認定こども園、認可外保育施設により必要な事業量は確保できる見通しです。
- 特定地域型保育事業は確保方策に位置付けていないものの、待機児童の発生状況に応じて、認可外保育施設の動向を踏まえながら、小規模保育等による体制強化などを視野に給付対象施設への移行支援を進めます。



東海村での地域子ども・子育て支援事業の展開

子ども・子育て支援法第59条に規定される「地域子ども・子育て支援事業」の総合的・計画的実施により、子育て家庭の多様なニーズや地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。

事業名		事業概要	平成31年度の 実施予定・利用見込み (年間)
①利用者支援事業		子どもと保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施します。	1か所で実施
②地域子育て支援拠点事業		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	9か所で実施 【延べ43,524回の利用】
③妊婦健康診査		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施します。	【利用者数349人】
④乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	【延べ340家庭に訪問】
⑤養育支援訪問事業		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	【延べ141回の訪問】
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行います。	2か所で実施 【延べ112日の保護】
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		乳幼児や小学生等の保護者を会員とし、預かり等の援助を希望する方と援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	実施に向け検討 (※別途、保育サービス「すくすく」有り)
⑧一時預かり事業	在園児 対象型	認定こども園、幼稚園の在園児に対して、教育時間の前後や土曜・日曜日、長期休業期間中などに保育(教育活動)を実施します。	6か所で実施 【延べ38,500日の利用】
	在園児 対象型 以外	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、保育所(園)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)により、一時的に預かり、必要な保護を行います。	保育所・認定こども園 7か所で実施 【延べ3,564日の利用】
⑨放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えます。	10か所で実施 【定員数690人】
⑩延長保育事業		保育所等の在園児に、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所(園)等において保育を実施します。	9か所で実施 【利用者数240人】
⑪病児保育事業		病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで保育を実施します。	4か所で実施 【延べ931日の利用】
⑫実費徴収に係る 補足給付を行う事業		保護者が認定こども園、幼稚園、保育所等に支払うべき、日用品・文房具などの物品購入費用、行事の参加費用等について、世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。	国の動向を踏まえて 実施を検討
⑬多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業		特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	国の動向を踏まえて 実施を検討
⑭子どもを守る地域 ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)		要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。	国の動向を踏まえて 実施を検討



東海村のその他の子ども・子育て支援事業

東海村では、「地域子ども・子育て支援事業」に加え、次の事業への取り組みを図ります。

① 地域における子育て支援を図る事業

- ▼保護者が安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。
- ▼すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、情報提供・相談体制の充実や交流・ふれあい機会の拡充を図ります。

◎事業例：保育サポート事業、認可外保育室補助事業、母と子のサロン など

② 母親と子どもの健康確保・増進を図る事業

- ▼子どもが健やかに生まれ、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子どもの成長における心身の健康を確保するための切れ目のない支援に取り組めます。
- ▼親子ともに健やかに育ち、安心して子育てできるよう医療費の助成を行います。

◎事業例：母子健康相談、母子教室開催事業、医療福祉費支給事業 など

③ 子どもの心身の成長に資する教育環境の充実を図る事業

- ▼家庭は子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、子どもの育ちに応じた子育てに関する知識や技術を保護者が得るための機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。
- ▼学校等においては、基礎・基本の確実な定着による学力の向上と個性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努めます。
- ▼子どもたちが心身ともに地域で健やかに成長できるよう、家庭や地域、関係機関からの協力を得ながら地域における子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

◎事業例：幼稚園家庭教育学級、スクールカウンセラー配置事業、東海村奨学金運営事業 など

④ 支援を必要とする子どもと家庭への細やかな対応を図る事業

- ▼子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもへの保育や福祉サービスなどの支援の充実を図ります。
- ▼すべての子どもの最善の利益を考え、ひとり親家庭や経済的に困窮する世帯等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開や、子育て、生活、就職への支援などの総合的な対策を推進します。
- ▼子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を保障するため、要保護児童対策地域協議会の活用により関係機関のネットワーク強化を図り、児童虐待に関する相談の充実、虐待の予防・早期発見に努めます。

◎事業例：障害者等日中一時支援事業、母子父子家賃助成事業、児童虐待防止対策事業 など

東海村 子ども・子育て支援事業計画 概要版

- 発行：東海村
- 発行日：平成27年3月
- 編集：東海村福祉部社会福祉課
〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
TEL 029-282-1711(代表)